

家庭用空調契約

2019年10月1日実施

筑紫ガス株式会社

家庭用空調契約

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の届出及び変更	1
3. 用 語 の 定 義	1
4. 適 用 条 件	2
5. 契 約 の 締 結	2
6. 契 約 期 間	3
7. 使 用 量 の 算 定	3
8. 料 金	3
9. そ の 他	4
付 則	5
別 表	6

1. 目的

この選択約款は、家庭用空調機器の普及を通じ当社の製造供給施設の効率的利用および効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択供給約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、冷凍能力22.4kW（6.4US. RT）以下のガスエンジンヒートポンプ方式の機器およびガス吸収式の機器をいいます。
- (2) 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」と

は店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

- (3) 「夏期」とは7月検針分（6月検針日の翌日から7月検針日まで）から9月使用分（8月検針日の翌日から9月検針日まで）までの3か月間をいい、「夏期を除く期間」とは10月使用分（9月検針日の翌日から10月検針日まで）から6月使用分（5月検針日の翌日から6月検針日まで）までの9か月間をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「単位料金」とは、小売供給（一般契約）約款23.定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (6) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 適用条件

家庭用空調機器を専用住宅または併用住宅で使用する需要で、1需要場所におけるメーターの能力（小売供給（一般契約）約款12-1.（4）の規定によりガスメーターを2個以上設置しているお客様についてはそのメーターの能力の合計とします。）が10立方メートル以下であり、かつ、お客様がこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (3) 当社は、この選択約款にもとづいて契約をされたお客様で、その契約期間満了前に解約、または一般契約への変更をしたお客様が、同一需要場所でこの約款または他の選択約款による使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、または一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約、または一般契約への変

更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ）。

- (4) 当社は、お客さまがこの契約の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客様が当社とのこの約款、一般契約または他の選択約款にもとづく料金を、小売供給（一般契約）約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この約款による使用の申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客様が当社とのこの約款にもとづく契約の料金を、小売供給（一般契約）約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、一般契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 契約期間

契約期間は次のとおりといたします。

- (1) 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
- (2) 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って解約または契約種別の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

7. 使用量の算定

使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

8. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金

を3パーセント割り増したもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は小売供給（一般契約）約款23.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

9. その他

その他の事項については、小売供給（一般契約）約款を適用いたします。

付則

1. 本約款の実施期日

本約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2. 本約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、消費税法の改正に伴う経過措置により、2019年9月30日以前から継続してガスを供給している場合の2019年10月分の早収料金は、2019年9月30日までの消費税率に基づき算定するものと致します。

また、2019年10月検針に係る遅収加算額の消費税率は、2019年9月30日までの消費税率を適用します。

(別表)

1. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金又は調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{①早収料金に含まれる消費税等相当額} = \text{早収料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

$$\text{②遅収料金に含まれる消費税等相当額} = \text{遅収料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表 (消費税相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1個につき	2,530.00円
-------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	夏 期	夏期を除く期間
	95.93円	99.67円

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに小売供給 (一般契約) 約款 23. の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。